

議案第 32 号

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成 27 年総務省令第 73 号)の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。  
これが、この議案を提出する理由である。

令和8年6月 日公布  
里庄町条例第 号

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の  
一部を改正する条例

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成28年里庄町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用する。